

アライグマ・ハクビシンによる被害にお困りの方へ

◆被害の例

天井裏に棲みつかれた。庭の果物や池の魚を食べられた。

アライグマ・ハクビシンによる被害を防ぐ手段として、寄せ付けないための工夫(侵入経路をふさぐ、忌避剤を使用する等)のほか、動物の捕獲も対策の一つです。

捕獲方法としては、次の2つの方法があります。

- ①ご自身で罠を設置して捕獲する方法
- ・捕獲するためには市への申請が必要です(「横浜市 捕獲等の許可」で検索)。
 - ・罠はご自身で用意・管理します。
 - ・捕獲した動物は市の委託業者が回収します。

被害の発生・確認

捕獲許可等の申請※1

ご自身による罠の設置・管理

動物の捕獲、回収依頼

委託業者による回収

- ②市の委託業者が罠を設置して捕獲する方法

- ・**住居内(屋根裏など)に動物が侵入する被害があり**、ご自身で罠の設置が難しい場合、市の委託業者がご自宅に伺い、罠を**2週間**設置できる場合があります。
- ・ご利用は**年度内1回限り※2**です。

被害の発生・確認

環境活動事業課への電話相談

委託業者による罠の設置(管理はご自身)

動物の捕獲、回収依頼

委託業者による回収

※1 動物を捕獲するためには、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」または「神奈川県アライグマ防除実施計画」に基づく申請が必要となります。

※2 捕獲できない場合でもご利用は年度内1回限りです。予算の上限に達した場合、貸出等は終了となります。

★ 捕獲にあたっての注意事項

- 1 罠の管理(餌の用意・交換、1日1回以上の見回り)はご自身で行っていただきます。
- 2 許可等を受けた捕獲対象の動物以外が罠に入った場合は、すみやかに逃がしてください。
- 3 動物が捕獲された際は、速やかに市へご連絡ください。平日 12 時以降のご連絡及び土日祝日は、動物の回収ができません。必要に応じて罠を閉じてください。
- 4 家屋の清掃や消毒、侵入口の補修等は行っていません。必要に応じてご自身で業者等を手配してください。

アライグマ

頭胴長: 約 50cm

しっぽが
しまよう
縞模様

5本指、
指長の足跡



ハクビシン

頭胴長: 約 60cm

はなすじ
鼻筋が白い

5本指の
足跡



お問合せ先: 横浜市みどり環境局環境活動事業課野生鳥獣担当

電話: 045-671-3448

クリハラリス(タイワンリス)による被害にお困りの方へ

◆被害の例

庭の果物を食べられた。戸袋の中に巣を作られた。

クリハラリス(タイワンリス)による被害を防ぐ手段として、寄せ付けないための工夫(移動経路となる樹木の剪定や下草刈りなど)のほか、動物の捕獲も対策の一つです。

- ①捕獲するためには市への申請が必要です(「横浜市 捕獲等の許可」で検索)。
- ②罠はご自身で用意・管理します。
- ③捕獲した動物は市の委託業者が回収します。

～捕獲を行う場合の手続きの流れ～

被害の発生・確認

捕獲等の届出※¹

ご自身による罠の設置・管理※²

動物の捕獲、市への回収依頼

委託業者による回収

※¹ 捕獲するためには、「神奈川県クリハラリス(タイワンリス)防除実施計画」に基づく届出が必要です。

※² 在庫がある場合は、市から罠の貸与も可能です。

★ 捕獲にあたっての注意事項

- 1 罠の管理(餌の用意・交換、1日1回以上の見回り)はご自身で行っていただきます。
- 2 クリハラリス(タイワンリス)以外の動物が罠に入った場合は、すみやかに逃がしてください。
- 3 動物が捕獲された際は、速やかに市へご連絡ください。平日 15 時以降のご連絡及び土日祝日は、動物の回収ができません。必要に応じて罠を閉じてください。
- 4 家屋の清掃や消毒、侵入口の補修等はありません。必要に応じてご自身で業者等を手配してください。



お問合せ先：横浜市みどり環境局環境活動事業課野生鳥獣担当
電話：045-671-3448